

(別添)

## ○わが国における参加湿地

1. クッチャロ湖 (北海道浜頓別町)
2. 風蓮湖・春国岱 (北海道根室市)
3. 琵琶瀬湾 (北海道浜中町)
4. 霧多布湿原 (北海道浜中町)
5. 厚岸湖・別寒辺牛湿原 (北海道厚岸町)
6. 釧路湿原 (北海道釧路市)
7. 宮島沼 (北海道美唄市)
8. ウトナイ湖 (北海道苫小牧市)
9. 蕪栗沼 (宮城県大崎市)
10. 化女沼 (宮城県大崎市)
11. 白石川 (宮城県大河原町)
12. 小友沼 (秋田県能代市)
13. 八郎潟干拓地 (秋田県大潟村)
14. 瓢湖水きん公園 (新潟県阿賀野市)
15. 福島潟 (新潟県新潟市)
16. 佐潟 (新潟県新潟市)
17. 片野鴨池 (石川県加賀市)
18. 谷津干潟 (千葉県習志野市)
19. 東京港野鳥公園 (東京都)
20. 藤前干潟 (愛知県名古屋市)
21. 琵琶湖 (滋賀県、滋賀県湖北町、高島市、長浜市)
22. 大阪南港野鳥園 (大阪府大阪市)
23. 吉野川河口 (徳島県)
24. 米子水鳥公園 (鳥取県米子市)
25. 八代 (山口県周南市)
26. 鹿島新籠 (佐賀県鹿島市)
27. 球磨川河口 (熊本県八代市)
28. 出水・高尾野 (鹿児島県出水市)
29. 漫湖 (沖縄県那覇市、豊見城市)

(注) 括弧内は参加主体

## ○フライウェイ・ネットワークの参加地選定基準

生息地のフライウェイ・ネットワーク参加について検討するために、本パートナーシップは、以下の基準を採用しています。

- a. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール、イラン、1971年) の以下の選定基準。
  - 基準 2: 危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。
  - 基準 5: 20,000羽以上の水鳥を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。
  - 基準 6: 水鳥の一つの種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。
- b. アジア太平洋渡り性水鳥保全戦略で適用されている渡来についての以下の基準。
  - 渡りにおいて、水鳥の1つの種あるいは亜種の個体群において、個体数の0.25%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な渡来地とみなす。
  - 渡りの期間中、一度に5,000羽以上の水鳥を定期的に支援している場合には、国際的に重要な渡来地とみなす。
- c. 例外的状況として、フライウェイ個体群維持のために重要な渡り性水鳥の生活環のあるレベルまたは段階において渡り性水鳥を支えている場合には、その生息地を推薦することができます。このような推薦の根拠については、パートナーシップが一件ごとに検討します。